

日知録春秋篇訳注(二)

野間 文史

目次

14	滕子薛伯杞伯	15	闕文	16	夫人孫於齊
17	公及齊人狩于蒧	18	楚吳書君書大夫	19	亡國書葬
20	許男新臣卒	21	禘于太廟用致夫人	22	及其大夫荀息
23	邢人狄人伐衛	24	王入于王城不書	25	星孛
26	子卒				

14 滕子薛伯杞伯

滕侯之降而子也、薛侯之降而伯也、杞侯之降而伯而子也、貶之乎。

【滕子來朝、張無垢胡康公謂貶其朝桓。】貶之者人之可也、名之可也。

至於名盡之矣。降其爵非情也。古之天下猶今也。崔呈秀魏廣微、天下之人無字之者。言及之則名之、名之者惡之也。惡之則名之焉盡之矣。若降其少師而爲太子少師、降其尚書而爲侍郎郎中員外、雖童子亦知其不可矣。然則三國之降焉何。沙隨程氏以爲、是三國者皆微、困於諸侯之政而自貶焉。【孫明復已有此說、伊川春秋傳略同。○昭公十

三年平丘之會、子產爭承曰、鄭伯男也。而使從公侯之貢、懼弗給也。哀公十三年黃池之會、子服惠伯曰、魯賦於吳八百乘。若爲子男、則將半邾以屬於吳而如邾以事如晉、皆其證也。【春秋之世、衛稱公矣。及其末也、貶而侯、貶而君。】史記衛世家、昭公時三晉彊。衛如小侯屬之。成侯十六年、衛更貶號而曰侯。嗣君五年、更貶號曰君。○此著於史記。而後人尚有不知者。高誘解呂氏春秋衛嗣君曰、秦貶其號爲君。【夫滕薛杞猶是也。】襄公二十七年宋之盟、齊人請邾、宋人請滕。皆不與盟。定公元年、城成周。宋仲幾曰、滕薛邾吾役也、則不惟自貶、且爲大國之私屬矣。【故魯史因而書之也。】小國貧則滕薛杞降而稱伯稱子。大國彊則齊世子光列於邾邾滕薛杞小邾之上。【齊世子光八會諸侯、其五會並序諸侯之下、至襄公十年伐鄭之會在滕薛杞小邾上、十一年再會、又進在邾邾上。】時爲之也。左氏謂以先至而進之、亦託辭焉爾。

*世界書局本「幾」を「畿」に作る。

滕侯(①)の降りて子となるや、薛侯(②)の降りて伯となるや、杞侯(③)の降りて伯となり、子となるや、之を貶せるか。【「滕子來朝(④)」するをば、張無垢(⑤)・胡康公(⑥)は、其の桓に朝するを

貶す、と謂ふ。「一之を貶する者は之を「人」とすれば可なり、之に名いへば可なり。名いふに至りて之を盡せり。其の爵を降すは情に非ざるなり。古の天下は猶ほ今のごときなり。崔呈秀・魏廣微(7)をば、天下の人々に字いふ者無し。言に及ぶときは則ち之に名いひ、之に名いふは之を惡むなり。之を惡むときは則ち之に名いへば之を盡せり。若し其の少師を降して太子少師と爲し、其の尚書を降して侍郎・郎中・員外と爲せば、童子と雖ども亦た其の不可なるを知らん。然らば則ち三國の降るは何ぞや。沙隨程氏(8)以爲へらく「是れ三國は皆な微にして、諸侯の政に困しみて自ら貶するなり」と。【孫明復(9)に已に此の説有り、伊川(10)の春秋傳も略同じ。○昭公十三年(11)の平丘の會に、子産、承を争ひて曰はく「鄭は伯・男なり。而るに公・侯の貢に従はしむるは、懼らくは給せざらん」と。哀公十三年(12)の黃池の會に、子服惠伯曰はく「魯は吳に八百乘を賦す。若し子・男と爲れば、則ち將に邾を半ばにして以て吳に屬して、邾の如く以て晉に事へん」と。皆な其の證なり。】春秋の世、衛は公を稱す。其の末に及びてや、貶して侯、貶して君となす。【史記衛世家に「昭公の時、三晉彊し。衛小侯の如く之に屬す。成侯十六年、衛は更に號を貶して侯と曰ふ。嗣君の五年、更に號を貶して君と曰ふ」とあり。○此れ史記に著はさる。而るに後人尚ほ知らざる者有り。高誘(13) 呂氏春秋の「衛嗣君」を解して曰はく「秦其の號を貶して君と爲す」と。】夫れ滕・薛・杞も猶ほ是のごときなり。【襄公二十七年(14)の宋の盟に、齊人、邾を請ひ、宋人、滕を請ふ。皆な盟に與らず。定公元年(15)、成周に城く。宋の仲幾曰はく「滕・薛・邾は吾が役なり」と。則ち惟に自ら貶するのみならず、且に大國の私屬と爲らんとするなり。】故に魯史困りて之を書するなり。

小國貧なるときには則ち滕・薛・杞のごとく降りて伯を稱し子を稱す。大國彊なるときには則ち齊の世子光(16)のごとく邾・邾・滕・薛・杞・小邾の上に列せらるるは、【齊の世子光は八たび諸侯に會し、其の五會は並びに諸侯の下に序せらるるも、襄公十年の伐鄭の會に至り、滕・薛・杞・小邾の上に在り、十一年に再會して、又た進みて邾・邾の上に在り。】時に之を爲すなり。左氏(17)「先に至るを以て之を進む」と謂ふは、亦た辭に託するのみ。

① 滕侯 隱公七年「滕侯卒」、隱公十一年「春、滕侯薛侯來朝」、桓公二年「滕子來朝」とあり、以後は「滕子」と記載されている。

② 薛侯 隱公十一年「春、滕侯薛侯來朝」、莊公三十一年「夏、四月、薛伯卒」とあり、以後は「薛伯」と記載されている。

③ 杞侯 桓公三年「六月、公會杞侯于郕」、僖公二十三年「冬、十有一月、杞子卒」、僖公二十七年「春、杞子來朝」、文公十二年「杞伯來朝」とあり、以後は襄公二十九年「杞子來盟」を除き、すべて「杞伯」と記載されている。

④ 滕子來朝 桓公二年・文公十二年・哀公二年。

⑤ 張無垢 宋の張九成、字は子韶、自ら横浦居士、無垢居士と稱した。その著作に『横浦集』が有る。本章の典故は未詳。

⑥ 胡康公 宋・胡安国『春秋胡氏伝』桓公二年の条。

⑦ 崔呈秀・魏廣微 両者ともに『明史』卷三〇六・列伝第一九四「闡黨」に伝が有る。

⑧ 沙隨程氏 宋の程迥、字は可久、號は沙隨。「宋志」には程迥

の著書として『春秋伝頭微例目』一卷・『春秋伝』二十巻が著録されているが、現在は亡佚。参考：易⁵²

⑨孫明復 宋・孫復『春秋尊王發微』桓公二年の条。

⑩伊川の春秋傳 出典未詳。ただし『河南程氏経説』春秋伝の桓公二年「滕子來朝」条に、「滕本侯爵、後服屬于楚、故降爵子夷狄之也。首朝桓公、其之罪自見矣」とあるのによれば、伊川説は孫復説とは異なるものようである。

⑪昭公十三年 『左伝』昭公十三年に「及盟、子産爭承、曰『昔天子班貢、輕重以列。列尊貢重、周之制也。卑而貢重者、甸服也。鄭、伯男也。而使從公侯之貢、懼弗給也。敢以爲請。諸侯靖兵、好以爲事。行理之命、無月不至。貢之無藝、小國有闕。所以得罪也。諸侯脩盟、存小國也。貢獻無極、亡可待也。存亡之制、將在今矣』。自日中以爭、至于昏。晉人許之」とある。

⑫哀公十三年 『左伝』哀公十三年に「吳人將以公見晉侯。子服景伯對使者曰『王合諸侯、則伯帥侯牧以見於王。伯合諸侯、則侯帥子男以見於伯。自王以下、朝聘玉帛不同。故敵邑之職貢於吳、有禮於晉、無不及焉。以爲伯也。今諸侯會、而君將以寡君見晉君、則晉成爲伯矣。敵邑將改職貢。魯賦於吳八百乘。若爲子男、則將半邾以屬於吳、而如邾以事晉。且執事以伯召諸侯、而以侯終之。何利之有焉』。吳人乃止、既而悔之、將囚景伯」とある。

⑬高誘 『呂氏春秋』士容論・務大篇の注に見える。
⑭襄公二十七年 『左伝』襄公二十七年に「季武子使謂叔孫以公命曰『視邾滕』。既而齊人請邾。宋人請滕。皆不與盟。叔孫曰

『邾滕、人之私也。我列國也。何故視之。宋衛吾匹也』。乃盟」とある。

⑮定公元年 『左伝』定公元年に「春王正月辛巳、晉魏舒合諸侯之大夫于狄泉、將以城成周。魏舒泣政。……孟懿子會城成周、庚寅、裁。宋仲幾不受功。曰『滕・薛・邾・吾役也』。薛宰曰『宋爲無道、絶我小國於周。以我適楚、故常從宋。晉文公爲踐土之盟、曰凡我同盟、各復舊職。若從踐土、若從宋、亦唯盟』とある。

⑯齊世子光 齊世子光が見える経文を列挙すると左の通り。年を追って上位に序せられていることが分かる。政治的力学が働いているのかもしれない。

襄03 公會晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光、己未、同盟于雞澤
襄05 公會晉侯宋公陳侯衛侯鄭伯曹伯莒子邾子齊世子光吳人繪人于戚

襄05 公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯齊世子光救陳
襄09 公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子齊世子光伐鄭
襄10 公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子齊世子光伐鄭
于桓

襄10 公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭
襄11 公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子齊世子光伐鄭
襄11 公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子齊世子光伐鄭
會于蕭魚

⑰左氏 『左伝』襄公十年に「三月癸丑、齊高厚相大子光以先會諸侯于鍾離」とあり、杜預は「齊世子光先至於師、爲盟主所尊、

侯于鍾離」とあり、杜預は「齊世子光先至於師、爲盟主所尊、

故在滕上也」と注する。また『左伝』襄公十一年にも「己亥、齊大子光宋向戌先至于鄭、門于東門」とある。

15 闕文

桓公四年七年闕秋冬二時。定公十四年闕冬一時。【公羊成公十年闕冬十月。】昭公十年十二月無冬。僖公二十八年冬無月而有壬申丁丑。桓公十四年有夏五而無月。桓公十七年冬十月有朔而無甲子。桓公三年至九年、十一年至十七年無王。桓公五年春正月甲戌己丑陳侯鮑卒、甲戌有日而無事。皆春秋之闕文、後人之脫漏也。【莊公二十二年夏五月、無事而不書首月。杜氏釋例以爲闕謬。】穀梁有桓無王之說。竊以爲夫子於繼隱之後而書公即位、則桓之志見矣。奚待去其王以爲貶邪。王使榮叔來錫桓公命、不書天、闕文也。【文公五年、王使榮叔歸含且贈同。】若曰以其錫桓而貶之、則桓之立春秋固已公之矣。商臣而書楚子【文公九年】、商人而書齊侯【文公十五年】。五等之爵無所可貶。孰有貶及於天王邪。

僖公元年、夫人氏之喪至自齊、不言姜。宣公元年、遂以夫人婦姜至自齊、不言氏。此與文公十四年、叔彭生不言仲、定公六年、仲孫忌不言何同、皆闕文也。聖人之經平易正大。

邵國賢【賈】曰、夏五魯史之闕文歟、春秋之闕文歟。如謂魯史之闕文者、筆則筆削則削、何獨闕其所不必疑、以示後世乎。闕其所不疑以示後世、推不誠伯高之心、是不誠於後世也。聖人豈爲之哉。不然則甲戌己丑叔彭生仲孫己、又何爲者。是故夏五春秋闕文也、非魯史之闕文也。

范介儒【守己】曰、紀子伯郭公夏五之類、傳經者之脫文耳。謂爲夫

子之闕疑、吾不信已。【按甲戌己丑、似是魯史之文。故左傳已有再赴之說】

*世界書局本は「哉」に誤る。

桓公四年・七年には「秋」・「冬」の二時を闕く。定公十四年には「冬」の一時を闕く。【公羊にては成公十年に「冬十月」を闕く。】昭公十年の十二月には「冬」無し。僖公二十八年の冬には「月」無くして「壬申」・「丁丑」有り。桓公十四年には「夏五」有りて「月」無し。桓公十七年の冬十月には「朔」有りて「甲子」無し。桓公三年より九年に至るまで、十一年より十七年に至るまでに「王」無し。桓公五年の「春正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒」は、「甲戌」に日有りて事無し。皆な春秋の闕文、後人の脱漏なり。【莊公二十二年の「夏五月」は、事無くして首月を書せず。杜氏の釋例①は以て闕謬と爲す。】穀梁②に「桓に王無し」の説有り。竊かに以爲へらく、夫子は隱の後を繼ぐに於て「公即位」を書すれば、則ち桓の志は見はる。奚ぞ其の「王」を去るを待ちて以て貶を爲さんや。

「王」榮叔をして來たりて桓公に命を錫はしむ③るに、「天」を書せざるは闕文なり。【文公五年の「王、榮叔をして來たりて含し且つ贈せしむ」るも同じ。】若し其の桓に錫ふを以て之を貶す④と曰へば、則ち桓の立つこと春秋に固より已に之を公とせり。商臣⑤にして「楚子」と書し【文公九年】、商人⑥にして「齊侯」と書す【文公十五年】。五等の爵に貶すべき所無し。孰れか貶して天王に及ぶもの有らんや。

僖公元年の「夫人氏の喪齊より至る」は、「姜」を言はず。宣公元年の「遂 夫人婦姜を以て齊より至る」は、「氏」を言はず。此と文公十四年の「叔彭生」に「仲」を言はざる、定公六年の「仲孫忌」に「何」を言はざるとは同じく、皆な闕文なり。聖人の經は平易にして正大なり。

邵國賢【賈】⁽⁹⁾曰はく、「夏五」は魯史の闕文なるか、春秋の闕文なるか。如し魯史の闕文と謂へば、筆すべきは則ち筆し、削るべきは則ち削る⁽¹⁰⁾に、何ぞ獨り其の必ずしも疑はざる所を闕きて以て後世に示さんや。其の疑はざる所を闕きて以て後世に示すは、伯高⁽¹¹⁾に誠にせざるの心を推すものにて、是れ後世に誠ならざるなり。聖人豈に之を爲さんや。然らざれば則ち「甲戌」・「己丑」・「叔彭生」・「仲孫忌」は、又た何の爲めにする者ぞ。是の故に「夏五」は春秋の闕文にして、魯史の闕文に非ざるなり。范介儒【守己】⁽¹²⁾曰はく、「紀子伯」・「郭公」・「夏五」の類は、經を傳ふる者の脱文なるのみ。夫子の⁽¹³⁾疑しきを闕くものと爲すと謂ふも、吾は信ぜざるのみ、と。【按ずるに「甲戌」・「己丑」は是れ魯史の文に似たり。故に左傳に已に「再赴」の説⁽¹⁴⁾有り。】

①杜氏釋例 『春秋釈例』終篇。

②穀梁 桓公元年經「春王正月、公即位」の『穀梁傳』に「桓無王、其曰王何也。謹始也。其曰無王何也。桓、弟弑兄、臣弑君。天子不能定。諸侯不能救。百姓不能去。以爲無王之道遂可以至焉爾。元年有王所以治桓也。繼故不言即位、正也。繼故不言即位之爲正何也。曰、先君不以其道終、則子弟不忍即位也。繼故

而言即位、則是與聞乎弑也。繼故而言即位、則是爲與聞乎弑何也。曰、先君不以其道終、已正即位之道而即位、是無恩於先君也」とある。隱公を弑して立つた桓公は、「王」字を去ることと貶されているとする『穀梁傳』の主張である。

また桓公二年「春王正月戊申、宋督弑其君與夷及其大夫孔父」の『穀梁傳』にも「桓無王、其曰王何也。正與夷之卒也。孔父先死、其曰及何也。書尊及卑春秋之義也。孔父之先死何也。督欲弑君而恐不立。於是乎先殺孔父。孔父閑也。何以知其先殺孔父也。曰、子既死、父不忍稱其名、臣既死、君不忍稱其名。以是知君之累之也。孔、氏、父、字諡也。或曰、其不稱名蓋爲祖諱也。孔子故宋也」とあり、さらに桓公十年「春王正月、庚申、曹伯終生卒」の『穀梁傳』にも「桓無王、其曰王何也。正終生之卒也」とある。

③王使榮叔 莊公元年「王使榮叔來錫桓公命」。本来は「天王使榮叔來錫桓公命」とあるべきだということ。

④以其錫桓而貶之 『公羊傳』莊公元年「錫者何、賜也。命者何、加我服也。其言桓公何、追命也」の何休注に「不言天王者、桓行實惡而乃追錫之、尤悖天道、故云爾」とあるのを指すのであらう。

⑤商臣 商臣は楚の穆王。父成王を弑して立つた。つまり魯の桓公と同様に弑君者である。文公元年經「冬十月丁未、楚世子商臣弑其君頊」。しかるに文公九年経には「冬、楚子使椒來聘」とあって、「楚子」として記録されているということ。

⑥商人 商人は齊の懿公。昭公を継いだ舍を弑して立つた。文公

十四年經「齊公子商人弑其君舍」。しかるに文公十五年經「齊侯侵我西鄙、遂伐曹、入其郛」とある。

⑦ 邵國賢 邵宝『簡端錄』卷七「桓公五年甲戌己丑陳侯鮑卒之簡」の条。

⑧ 筆則筆削則削 『史記』孔子世家。

⑨ 伯高 『禮記』檀弓篇上。「伯高之喪、孔子之使者未至。冉子攝束帛乘馬而將之。孔子曰、異哉。徒使我不誠於伯高」。

⑩ 范介儒 明・范守己。その説は清・徐文靖『管城碩記』中にも見える。

⑪ 闕疑 『論語』為政18「子張學干祿、子曰、多聞闕疑、慎言其餘、則寡尤、多見闕殆、慎行其餘、則寡悔、言寡尤行寡悔、祿在其中矣」。疑問点はそのまま残しておくということ。

⑫ 左傳再赴説 『左伝』桓公五年に「五年春正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒。再赴也。於是陳亂。文公子佗殺大子免而伐之。公疾病而亂作。國人分散、故再赴」とあるのを指す。また⑫注②に既出。

〔補説〕『春秋』に缺文が存在することについての指摘は、すでに唐・陸淳『春秋集伝纂例』にも見え、特に「脱繆略第三十六」として取り上げられている。また⑫参照。

16 夫人孫於齊

莊公元年、三月、夫人孫于齊、不稱姜氏、絶之也。二年、十有二月、夫人姜氏會齊侯于禚、復稱姜氏、見魯人復以小君待之、忘父而與讎

通也。先孫後會、其間復歸於魯、而春秋不書、爲國諱也。此夫子削之矣。

劉原父曰、左氏曰、夫人孫於齊、不稱姜氏、絶不爲親、禮也。謂魯人絶文姜不以爲親、乃中禮爾。〔杜氏謂文姜之義、宜與齊絶而復奔齊者、乃是曲説。○魏書賈瓌傳引注云、夫人有與殺桓之罪、絶不爲親、得尊父之義、善莊公思大義絶有罪、故曰禮也。蓋先儒皆主此説。〕然則母可絶乎。宋

襄之母獲罪於君、歸其父母之國。及襄公即位、欲一見而義不可得。作河廣之詩以自悲。然宋亦不迎而致也。爲嘗獲罪於先君、不可以私廢命也。孔子論其詩而著之、以爲宋姬不爲不慈、襄公不爲不孝。今

文姜之罪大、絶不爲親、何傷於義哉。

詩序、猗嗟刺魯莊公不能防閑其母。趙氏因之、有哀痛以思父、誠敬以事母、威刑以馭下之説。此皆禁之於末、而不原其始者也。夫文姜之反於魯、必其與公之喪俱至。其孫于齊、爲國論所不容而去者也。

〔内諱奔謂之孫。文姜之于齊、父母之國也。何至於書孫。此直書而義自見者也。〕於此而遂絶之、則臣子之義伸、而異日之醜行不登於史策矣。莊公年少、當國之臣不能堅持大義、使之復還於魯、憑君母之尊、挾

齊之強、而恣睢淫佚、遂至於不可制。易曰、君子以作事謀始。左氏絶不爲親一言、深得聖人之意。而魯人既不能行、後儒復昧其義。所謂爲人臣子而不通春秋之義者、遭變事而不知其權、豈不信夫。

*原抄本「主」を「立」に作る。

莊公元年の「三月、夫人齊に孫る」に、「姜氏」を稱せざるは、之を絶てばなり。二年の「十有二月、夫人姜氏齊侯に會するに、復た「姜氏」を稱するは、魯人復た「小君」を以て之を待ち、

父を忘れて讎と通ずるを見すなり。先に「孫」^{のう}れ後に「會」すれば、其の間に魯に復歸す。而るに春秋に書せざるは、國の爲めに諱めばなり。此れ夫子之を削りしなり。

劉原父^①曰はく「左氏^②に曰はく『夫人齊に孫るるに、姜氏を稱せざるは、絶ちて親と爲さず、禮なり』とは、魯人の文姜を絶ちて以て親と爲さざること、乃ち禮に中たるものなるを謂ふのみ。【杜氏^③】「文姜の義、宜しく齊と絶つべきも、而も復た齊に奔る」と謂ふは、乃ち是れ曲説なり。○魏書寶瓊傳^④に引ける注に云ふ「夫人には桓を殺すに與るの罪有り。『絶ちて親と爲さざる』は、尊父の義を得。莊公の大義を思ひて有罪を絶つを善みするが故に『禮』と曰ふなり」と。蓋し先儒は皆な此の説を主とす。【然らば則ち母は絶つべきか。宋襄の母 罪を君に獲^え、其の父母の國に歸る。襄公即位するに及び、一見を欲するも義として得べからず。河廣の詩^⑤を作りて以て自ら悲しむ。然して宋も亦た迎へて致さざるなり。嘗て罪を先君に獲たるが爲めに、私を以て命を廢せざるなり。孔子^⑥其の詩を論じて之を著し、以爲へらく、宋姫を不慈と爲さず、襄公を不孝と爲さず、と。今、文姜の罪は大なれば、絶ちて親と爲さざること、何ぞ義を傷らんや」と。

詩序^⑦に「猗嗟は魯莊公の 其の母を防閑する能はざるを刺^する」とあり。趙氏^⑧之に因り、「哀痛以て父を思ひ、誠敬以て母に事へ、威刑以て下を馭す」るの説有り。此れ皆な之を末に禁じ、而して其の始を原ねざる者なり。夫れ文姜の魯に反るや、必ず其の公の喪と俱に至るなり。其の齊に孫るるは、國論の容れざる所と爲りて去る者なり。【内奔を諱みて之を「孫」と謂ふ^⑨】。文姜の齊に

于けるや、父母の國なり。何ぞ「孫」と書するに至らんや。此れ直書して義自づから見はるる者なり。【此に於て遂に之を絶てば、則ち臣子の義伸び、而して異日の醜行は史策に登らず。莊公は年少にして、當國の臣は大義を堅持する能はず、之をして復た魯に還らしめ、君母の尊に憑り、齊の強を挟み、而して恣^し恠^{いん}淫^ち佚^しし、遂に制すべからざるに至る。易^⑩に曰はく「君子以て事を作し始を謀る」と。左氏の「絶ちて親と爲さず」の一言は、深く聖人の意を得たり。而るに魯人は既に行ふ能はず、後儒も復た其の義に味し。所謂る「人の臣子と爲りて春秋の義に通ぜざる者は、變事に遭ひて其の權を知らず^⑪」とは、豈に信ならずや。

①劉原父 『春秋權衡』卷三・左伝莊公二年の条。「何傷於義哉」までが引用文。ただし文章には省略と異同有り。

②左氏 莊公元年。

③杜氏 莊公元年。

④魏書寶瓊傳引注 『魏書』八十八卷・寶瓊傳。所引は服虔注と

思われる。参考：劉文淇『春秋左氏伝旧注疏証』莊公元年伝条。

⑤河廣之詩 「衛風」河広篇。詩序に「河廣、宋襄公母歸于衛、

思而不止、故作是詩也」、その鄭玄注に「宋桓公夫人衛文公之妹、生襄公而出。襄公即位、夫人思宋、義不可往、故作是詩以自止」とある。

⑥孔子 出典不明。あるいは劉原父が、国風に採られているところから、孔子かく判断せり、と見なしたものかもしれない。参考：『塩鉄論』執務篇「賢良曰、……有求如關雎、好徳如河廣、

何不濟不得之有。……孔子曰、吾於河廣、知德之至也。」

なお劉原父には以下の文獻が意識下にあるだろう。『春秋繁露』精華篇第五「是故脅嚴社、而不爲不敬靈。出天王、而不爲不尊上。辭父之命、而不爲不承親。絕母之屬、而不爲不孝慈。義矣夫」、『史記』李斯列傳「(趙)高曰、臣聞湯・武殺其主、

天下稱義焉、不爲不忠。弑君殺其父、而弑國載其德、孔子著之、不爲不孝。夫大行不小謹、盛德不辭讓、鄉曲各有宜而百官不同功。故顧小而忘大、後必有害。狐疑猶豫、後必有悔。斷而敢行、鬼神避之、後有成功。願子遂之」、莊公元年『公羊伝』何休注「念母則忘父背本之道也。故絕文姜不爲不孝。距蒯聩不爲不順。脅靈社不爲不敬。蓋重本尊統使尊行於卑、上行於下」等。

⑦詩序猗嗟 「齊風」猗嗟篇。「猗嗟刺魯莊公也。齊人傷魯莊公有威儀技藝、然而不能以禮防閑其母、失子之道、人以爲齊侯之子焉。」

⑧趙氏 陸淳『春秋微旨』莊公二年の条。「趙氏曰、姜氏齊侯之惡著矣。亦所以病公也。日子可得制母乎。夫死從子、通乎其下、況國君乎。君者人神之主也、風教之本也。不能正家、如正國何。若莊公者、哀痛以思父、誠敬以事母、威刑以督下、車馬僕從、莫不俟命。夫人徒往乎。夫人之往也、則公威命之不行、而哀戚不至爾」。

⑨内諱奔謂之孫 『公羊伝』莊公元年に見える言葉。

⑩易 『周易』訟卦大象伝。

⑪爲人臣子…不知其權 『史記』大史公自序。

17 公及齊人狩于禚

莊公四年、二月、夫人姜氏享齊侯於祝丘。冬、公及齊人狩于禚。夫人享齊侯、猶可書也。公與齊侯狩、不可書也。故變文而曰齊人。人之者讎之也。杜氏以爲微者、失之矣。

莊公四年(①)「二月、夫人姜氏齊侯を祝丘に享す」。「冬、公齊人と禚に狩す」。夫人の齊侯を享するは、猶ほ書すべきなり。公の齊侯と狩するは、書すべからざるなり。故に文を變じて「齊人」と曰ふ。之を「人」にするは之を讎とすればなり。杜氏(②)の以て「微者」と爲すは、之を失せり。

①莊公四年 莊公四年「冬、公及齊人狩于禚」の『公羊伝』に「公曷爲與微者狩、齊侯也。齊侯則其稱人何、諱與讐狩也。前此者有事矣、後此者有事矣。則曷爲獨於此焉。於讐者將壹讒而已。故擇其重者而讒焉。莫重乎其與讐狩也。於讐者則曷爲將壹讒而已。讐者無時焉可與通。通則爲大讒。不可勝讒。故將壹讒而已。其餘從同」とあり、また『穀梁伝』には「齊人者齊侯也。其曰人何也。卑公之敵、所以卑公也。何爲卑公也。不復讐而怨不釋。刺釋怨也」とある。

②杜氏 『左伝』には伝無し。杜預は莊公四年経「冬、公及齊人狩于禚」において「公越竟與齊微者俱狩、失禮可知」と注する。

「補説」本章で願氏は、父の讐である齊侯と狩した莊公の行為を貶したものと見なす公・穀二伝と同じ方向で「人」を解しているこ

とになる。

18 楚吳書君書大夫

春秋之於楚吳、斤斤焉不欲以其名與之也。楚之見於經也、始於莊十年、曰荊而已。二十三年、於其來聘而人之。二十八年、復稱荊而不與其人也。僖之元年始稱楚人。四年盟於召陵、始有大夫。【公羊傳謂文公九年使椒來聘、始有大夫、疏矣。又謂夷狄不氏、非也。屈完固已書氏。】二十一年會于孟、始書楚子。然使宜申來獻捷者楚子也【二十一年】、而不書君。圍宋者子玉【二十七年】、救衛者子玉、戰城濮者子玉也【二十八年】、而不書師。聖人之意、使之不得遽同於中夏也。

吳之見於經也、始於成之七年、曰吳而已。襄之五年會於戚、於其來聽昭公之好而人之。十年十四年復稱吳、殊會而不與其人也。二十五年、門於巢卒、始書吳子【吳本伯爵。春秋以其僭王、降從四裔之例而書子】。二十九年、使札來聘、始有大夫。然滅州來【昭公十三年】、戰長岸【十七年】、敗雞父【二十三年】、滅巢【二十四年】、滅徐【三十年】、伐越【三十二年】、入郢【定公四年】、敗橋李【十四年】、伐陳【哀公六年】、會桓【同上】、會鄆【七年】、伐我【八年】、伐齊【十年・十一年】、救陳【十年】、戰艾陵【十一年】、會稷【十二年】、並稱吳而不與其人。會黃池【十三年】、書晉侯及吳子而殊其會。終春秋之文無書師者、使之終不得同於中夏也。是知書君書大夫、春秋之不得已也。政交於中國矣。以後世之事實之、如劉石十六國之輩略之而已。至魏齊周、則不得不成之爲國而列之於史。遼金亦然。此夫子所以錄楚吳也。然於備書之中而寓抑之之意。聖人

之心蓋可見矣。

*①原抄本「楚吳」を「夷狄」に作る。

*②原抄本「四裔」を「四夷」に作る。

*③世界書局本「二」を「三」に誤る。

*④原抄本「劉石十六國之輩略之而已」を「五胡十六國之輩夷之而已」に作る。

*⑤原抄本「遼金」を「金元」に作る。

*⑥原抄本「聖人之心蓋可見矣」を「聖人之心無時而不在中國也、嗚呼」に作る。

春秋の楚・吳に於けるや、斤斤焉（はつきり）として其の名を以て之に與すを欲せざるなり。楚の經に見ゆる①や、莊十年に始まるも「荊」と曰ふのみ。二十三年、其の來聘するに於て之を「人」にす。二十八年、復た「荊」と稱して其の「人」にするを與さざるなり。僖の元年に始めて「楚人」と稱す。四年、召陵に盟ひ始めて大夫有り。【公羊傳②】に「文公九年、椒をして來聘せしめ、始めて大夫有り」と謂ふは、疏なり。又た「夷狄は氏いはず」と謂ふも、非なり。屈完は固より已に氏を書す。【二十一年、孟に會して、始めて「楚子」と書す。然らば「宜申をして來たりて捷を獻せしむ」る者は楚子なるも【二十一年】、而も君を書せず。「宋を圍む」者は子玉【二十七年】、「衛を救ふ」者は子玉、「城濮に戰ふ」者は子玉なるも【二十八年】、而も師を書せず。聖人の意は、之をして遽かに中夏に同じくするを得ざらしむるなり。

吳の經に見ゆる③や、成の七年に始まるも「吳」と曰ふのみ。

襄の五年、戚に會し、其の來たりて昭公の好を聽くに於て之を「人」にす。十年・十四年には復た「吳」と稱し、會を殊にして其の「人」にするを與さざるなり。二十五年「巢に門せめ、卒す」るに、始めて「吳子」と書す④。【吳は本と伯爵なり。春秋は其の王を僭するを以て、降して四裔の例に従ひて「子」と書す。】二十九年「札をして來聘せしむ」るに、始めて大夫有り。然れども「州來を滅す」【昭公十三年】、「長岸に戰ふ」【十七年】、「雞父に敗る」【二十三年】、「巢を滅す」【二十四年】、「徐を滅す」【三十年】、「越を伐つ」【三十二年】、「郢に入る」【定公四年】、「檜李に敗る」【十四年】、「陳を伐つ」【哀公六年】、「桓に會す」【同上】、「鄆に會す」【七年】、「我を伐つ」【八年】、「齊を伐つ」【十年・十一年】、「陳を救ふ」【十年】、「艾陵に戰ふ」【十一年】、「橐皋に會す」るには【十二年】、並びに「吳」と稱して其の「人」にするを與さず。「黃池に會す」【十三年】るは、「晉侯・吳子に及ぶ」と書して其の會を殊にす。春秋の文を終ふるまで師を書する者無きは、之をして終に中夏に同じくするを得ざらしむるなり。是れ知りぬ、君を書し大夫を書するは、春秋の已むを得ざるものなり。政中國に交はればなり。後世の事を以て之を言へば、劉石・十六國⑤の輩の如きは之を略するのみ。魏・齊・周⑥に至りては、則ち之を成して國と爲して之を史に列せざるを得ざるなり。遼・金⑦も亦た然り。此れ夫子の楚・吳を録する所以なり。然れども備書の中に於て之を抑ふるの意を寓す。聖人の心は蓋し見るべし。

①楚之見於經者 僖公年間に至るまでの經文に見える荆・楚の記

事を抜粹すると、以下の通りである。

- 僖 10 秋九月、荆敗蔡師于莘、以蔡侯獻舞歸
- 僖 14 秋七月、荆入蔡
- 莊 16 秋、荆伐鄭
- 莊 23 荆人來聘
- 莊 28 秋、荆伐鄭
- 僖 01 楚人伐鄭
- 僖 02 楚人侵鄭
- 僖 03 楚人伐鄭
- 僖 04 春王正月、公會齊侯・宋公・陳侯・衛侯・鄭伯・許男・曹伯侵蔡。蔡潰遂伐楚次于陘
- 僖 04 楚屈完來盟于師、盟于召陵
- 僖 05 楚人滅弦。弦子奔黃
- 僖 06 秋、楚人圍許。諸侯遂救許
- 僖 11 冬、楚人伐黃
- 僖 12 夏、楚人滅黃
- 僖 15 楚人伐徐 楚人敗徐于婁林
- 僖 19 冬、公會陳人・蔡人・楚人・鄭人盟于齊
- 僖 20 冬、楚人伐隨
- 僖 21 宋人・齊人・楚人盟于鹿上
- 僖 21 秋、宋公・楚子・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男・曹伯會于孟、執宋公以伐宋 楚人使宜申來獻捷
- 僖 22 冬十有一月、己巳、朔、宋公及楚人戰于泓。宋師敗績
- 僖 23 秋、楚人伐陳
- 僖 25 秋、楚人圍陳、納頓子于頓

僖26 秋、楚人滅夔、以夔子歸

冬、楚人伐宋、圍糴 公以楚師伐齊、取穀

僖27 冬、楚人・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男圍宋

僖28 楚人救衛

夏四月己巳、晉侯・齊師・宋師・秦師及楚人戰于城濮。楚師敗績。楚殺其大夫得臣

②公羊傳 文公九年經「冬、楚子使椒來聘」の『公羊伝』に「椒

者何、楚大夫也。楚無大夫、此何以書。始有大夫也。始有大夫、則何以不氏、許夷狄者不一而足也(夷狄を許容する場合には、一挙に中国と同じ扱いにはしない)」とある。

③吳之見於經者 經文に表れた吳の記事を抜粋すると、以下の通りである。

成07 吳伐鄭

吳入州來

成15 冬十有一月、叔孫僑如會晉士燮・齊高無咎・宋華元・衛孫林父・鄭公

子鱣・邾人會吳于鍾離

襄03 春、楚公子嬰齊帥師伐吳

仲孫蔑・衛孫林父會吳于善道

襄05 公會晉侯・宋公・陳侯・衛侯・鄭伯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・齊世

子光・吳人・繪人于戚

襄10 春、公會晉侯・宋公・衛侯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾

子・齊世子光會吳于柵

襄12 秋、九月、吳子乘卒

襄14 春、王正月、季孫宿・叔老會晉士燮・齊人・宋人・衛人・鄭公孫蠆・曹

人・莒人・邾人・滕人・薛人・杞人・小邾人會吳于向

襄25 十有二月、吳子遏伐楚、門于巢、卒

襄29 闞弒吳子餘祭

襄29 吳子使札來聘

昭13 吳滅州來

昭15 十有五年、春、王正月、吳子夷末卒

昭17 楚人及吳戰于長岸

昭23 戊辰、吳敗頓・胡・沈・蔡・陳・許之師于雞父。胡子髡・沈子遲滅、獲

陳夏鬻

昭24 冬、吳滅巢

昭27 夏、四月、吳弒其君僚

昭30 冬、十有二月、吳滅徐、徐子章羽奔楚

昭32 夏、吳伐越

定04 冬、十有一月、庚午、蔡侯以吳子及楚人戰于柏舉。

楚師敗績。庚辰、吳入郢

定14 五月、於越敗吳于檣李、吳子光卒

哀06 吳伐陳

哀08 吳伐我

哀10 公會吳伐齊

冬、楚公子結帥師伐陳、吳救陳

哀11 五月、公會吳伐齊

甲戌、齊國書帥師及吳戰于艾陵。齊師敗績、獲齊國書

哀12 公會吳于橐皋

哀13 公會晉侯及吳子于黃池

④始書吳子 注③に明らかなように、襄公十二年にすでに「吳子

乘卒」という記事がある。したがってこの部分は顧氏の誤り。

⑤劉石十六國 校記に既述の通り、原抄本では「五胡十六國之輩、

夷之而已」に作る。「五胡十六國」とは永嘉の乱以後、北魏の華北統一に至るまでの遊牧民族の建てた諸国家を指す。「五胡」は匈奴・羯・鮮卑・氐・羌の五種族。集釈本の「劉石」とは、匈奴の劉淵（漢）、羯の石勒（後趙）を指す。これらの諸国にはいずれも「正史」が無い。

⑥魏齊周 北魏には『魏書』、北齊には『北齊書』、北周には『周書』がそれぞれ「正史」として著作されていることをいう。
⑦遼・金 原抄本では「金・元」。いずれも『遼史』・『金史』・『元史』がある。

〔補説〕「尊王」と「攘夷」とは春秋学の二大支柱であるが、ここでの顧氏の考証には、彼の激しい「攘夷」の思想が窺える。征服王朝である清朝に対しては、やや問題があるところなのであろう。校記に示したごとく、原抄本が大きく書き改められている。特に「夷狄」という表現が注意深く避けられていることが分かる。また原抄本の最後の一文「聖人の心は時として中国に在らざるは無し、嗚呼」には、明の遺臣としての顧炎武の無念の思いが表れているのであるが、やはり「聖人の心は蓋し見るべし」と書き改められ、おだやかな表現になっている。

19 亡國書葬

紀已亡而書葬紀叔姬、存紀也。陳已亡而書葬陳哀公、存陳也。此聖人之情而見諸行事者也。

紀は已に亡ぶるも〔①〕而も「紀の叔姬を葬むる〔②〕」を書するは、紀を存するなり。陳は已に亡ぶるも〔③〕而も「陳の哀公を葬むる〔④〕」を書するは、陳を存するなり。此れ聖人の情にして諸を行事に見す〔⑤〕者なり。

①紀已亡 莊公四年経に「紀侯大去其國」とあり、公・穀二伝はともに、齊が紀を滅ぼしたものと見なしている。
②葬紀叔姬 莊公四年経「紀侯大去其國」に続けて「葬紀叔姬」とある。

③陳已亡 昭公八年経に「冬十月、楚師滅陳、執陳公子招放之于越、殺陳公奂、葬陳哀公」とある。

④葬陳哀公 ⑤参照。

⑤見諸行事 参考：『史記』大史公自序「子曰、我欲載之空言、不如見之於行事之深切著明也」。「わしは空しき言にしるそうとしたが、実行された事においてあらわしたほうが深く適切でいっそう目に立つのに及ばない」（岩波文庫訳）。

〔補説〕前章の「攘夷」に続いて言及される本章の亡国の紀・陳から、われわれは明朝を容易に連想できるであろう。

20 許男新臣卒

許男新臣卒、左氏傳曰、許穆公卒於師、葬之以侯、禮也。而經不言於師。此舊史之闕、夫子不敢增也。穀梁子不得其說、而以爲內桓師。劉原父以爲去其師而歸、卒於其國、鑿矣。

「許男新臣卒す」①の左氏傳に曰はく、「許穆公師に卒す。之を葬むるに侯を以てするは禮なり」と。而るに經には「師に於てす」るを言はず。此れ舊史の闕にして、夫子敢へて増さざるものなり。穀梁子②は其の説を得ずして以爲へらく、「桓の師を内にす」と。劉原父③以爲へらく、「其の師を去りて歸り、其の國に卒す」とは、鑿てり。

①許男新臣卒 僖公四年經。

②穀梁子 僖公四年『穀梁傳』に「諸侯死於國、不地。死於外地。死於師、何爲不地。内桓師也」とある。齊の桓公の霸業を評価し、桓公の徳が高いため、たとえ師（軍中）に卒したとしても、あたかも自国内で卒したのと同様、何の問題も無かつた、というのが『穀梁傳』の主張である。

③劉原父 『春秋權衡』卷四僖公四年の条。

〔補説〕ここで顧氏は『春秋』に許穆公が師に卒した記事の無いことを「闕文」の例と見なすのであるが、これとは異なつて明・郝敬『春秋非左』には、「是時諸侯從桓公伐楚侵蔡。蔡近許。許男病歸而卒于國也。何以知之。凡諸侯卒于外、必書地。宣九年晉侯卒于扈、成十三年曹伯廬卒于師、襄十八年曹伯負芻卒于師、二十六年許男寧卒于楚師、二十三年蔡侯東國卒于楚、定四年杞伯成卒于會、皆書地。許男不地、故知卒于其國也」という指摘がある。つまり『左傳』が「師に卒した」とすること自体が誤りだとい

主張である。

21 禘于太廟用致夫人

禘于太廟用致夫人、夫人者哀姜也。哀姜之薨七年矣。魯人有疑焉、故不附於姑。至是因禘而致之。不稱姜氏、承元年夫人姜氏薨於夷之文也。哀姜與弑二君而猶以之配莊公、是亂於禮矣。明乎郊社之禮、禘嘗之義、治國其如示諸掌乎。致夫人也、躋僖公也、皆魯道之衰、而夫子所以傷之者也。胡氏以夫人爲成風、成風尚存、何以言致。亦言之不順也。

以成風稱小君、是亂嫡妾之分。雖然猶愈於哀姜也。說在乎漢光武之黜呂后而以薄氏配高廟也。

「太廟に禘して用て夫人を致す①」の「夫人」とは哀姜なり。哀姜の薨じて②七年なり。魯人に疑ひ有り、故に「姑に附せず」。是に至りて禘に因りて之を致す。「姜氏」を稱せざるは、元年「夫人姜氏 夷に薨ず」の文を承くればなり。哀姜③は二君を弑するに與るも、而も猶ほ之を以て莊公に配するは、是れ禮を亂るなり。「郊社の禮、禘嘗の義に明らかなれば、國を治むること其れ諸を掌に示すが如きか④」。 「夫人を致す」や、「僖公を躋す⑤」や、皆な魯道の衰ふるものにして、夫子の之を傷むる所以の者なり。胡氏⑥は夫人を以て成風と爲すも、成風は尚ほ存すれば、何を以て「致す」を言はんや。亦た「言之不順⑦」なるものなり。

成風⑧を以て小君と稱するは、是れ嫡妾の分を亂る。然りと

雖ども猶ほ哀姜よりは愈れり。説は「漢光武の呂后を黜けて薄氏を以て高廟に配する」(9)に在り。

① 禘于太廟 僖公八年経「秋七月、禘于太廟用致夫人」。『左

傳』には「秋、禘而致哀姜、非禮也。凡夫人不薨于寢、不殯于廟、不赴于同、不耐于姑、則弗致也」とある。ここにいうところの「禘」祭とは、杜預(閔公二年経)が「三年の喪畢はれば、新死者の主を廟に致し、廟の遠主は當に遷して祧に入るべし。是に因りて大祭し、以て昭穆を審らかにする、之れを禘と謂ふ」と説明するように、大祖廟に合祀すること。

② 哀姜之薨 僖公元年経に「夫人姜氏薨於夷、齊人以歸」とある

ように、哀姜が薨じたのは七年前の僖公元年のことである。

③ 哀姜 哀姜は魯の莊公夫人。彼女の登場する『春秋』経文と

『左傳』の記事を列挙すると以下の通り。

莊24 夏、公如齊逆女。

秋、公至自齊。

八月、丁丑、夫人姜氏入。戊寅、大夫宗婦覲用幣

『左傳』秋、哀姜至。公使宗婦覲用幣、非禮也。御孫曰、

「男贄大者玉帛、小者禽鳥、以章物也。女贄不過榛・栗・棗・脩、以告虔也。今男女同贄、是無別也。男女之別、國之大節也。而由夫人亂之、無乃不可乎」。

閔02 秋八月、辛丑、公薨。

九月、夫人姜氏孫于邾。公子慶父出奔莒

『左傳』初、公傅奪卜疇田、公不禁。秋、八月、辛丑、共

仲使卜疇賊公于武闕。成季以僖公適邾、共仲奔莒、乃入立之。以賂求共仲于莒。莒人歸之。及密、使公子魚請。不許。哭而往。共仲曰「奚斯之聲也」。乃縊。閔公、哀姜之娣叔姜之子也、故齊人立之。共仲通於哀姜、哀姜欲立之。閔公之死也、哀姜與知之。故孫于邾。齊人取而殺之于夷、以其尸歸。僖公請而葬之。

僖01 秋、七月、戊辰、夫人姜氏薨于夷。齊人以歸

僖01 十有二月、丁巳、夫人氏之喪至自齊

『左傳』夫人氏之喪至自齊。君子以齊人殺哀姜也。爲已甚矣。女子從人者也。

僖02 夏、五月、辛巳、葬我小君哀姜

僖08 秋、七月、禘于太廟、用致夫人

『左傳』秋、禘而致哀姜焉、非禮也。凡夫人不薨于寢、不

殯于廟、不赴于同、不耐于姑、則弗致也。

したがって「與弒二君」とは、哀姜が共仲に通じていたことから、莊公の子の子般、そして閔公の弒に關与していたということになるわけである。

④ 郊社之禮：示諸掌乎 『禮記』中庸篇。なお『論語』八佾篇11

には「禘」に言及して「或問禘之說。子曰、不知也。知其說者之於天下也、其如示諸斯乎。指其掌」とある。

⑤ 躋僖公 文公二年「八月、丁卯、大事于大廟、躋僖公」。魯の

公位は閔公が僖公に先行するが、僖公が閔公の庶兄であったため、僖公の死後、子である文公が廟位を変えて僖公を上位にしたことを指す。

⑥胡氏 『春秋胡氏伝』僖公八年の条。

⑦言之不順 『論語』子路篇03「子曰、野哉由也、君子於其所不知、蓋闕如也、名不正則言不順、言不順則事不成、事不成則禮樂不興、禮樂不興則刑罰不中、刑罰不中則民無所措手足、故君子名之必可言也、言之必可行也、君子於其言、無所苟而已矣」。

⑧成風 文公五年「三月、辛亥、葬我小君成風」。

⑨漢光武 参考：『後漢書』光武帝紀下「（中元二年、冬十月）甲申、使司空告祠高廟曰、高皇帝與羣臣約、非劉氏不王。呂太后

賊害三趙、專王呂氏、賴社稷之靈、祿・産伏誅、天命幾墜、危朝更安。呂太后不宜配食高廟、同祧至尊。薄太后母德慈仁、孝文皇帝賢明臨國、子孫賴福、延祚至今。其上薄太后尊號曰高皇后、配食地祇。遷呂太后廟主于園、四時上祭。」

22 及其大夫荀息

晉獻公之立奚齊、以王法言之、易樹子也。以臣子言之、則君父之命存焉。【古人重父命。伯夷以父命之故不立而逃叔齊、是也。】是故荀息之忠、同於孔父仇牧。

晉の獻公の奚齊を立つる(①)は、王法を以て之を言へば、「樹子を易ふ(②)」ることなり。臣子を以て之を言へば、則ち君父の命(③)存す。【古人は父命を重んず。伯夷(④)は父命の故を以て立たずして叔齊より逃る、是れなり。】是の故に荀息の忠は孔父・仇牧と同じ(⑤)。

①晉獻公之立奚齊 獻公が太子申生を廃して驪姫の子奚齊を立て

た事情は、『左伝』莊公二十八年、僖公四年の条に見える。

②易樹子 参考：『穀梁伝』僖公九年に「勿易樹子」、また『孟子』告子下篇に「無易樹子」とある。「樹子」とは嫡子のこと。趙岐注に「樹立也。已立世子、不得擅易也」とある。

③君父之命 参考：『左伝』僖公二十三年「重耳不可。曰保君父之命、而享其生祿。於是乎得人。有人而校、罪莫大焉。吾其奔也」。

④伯夷 『史記』伯夷列伝。

⑤荀息之忠同於孔父仇牧 『春秋』経文には弑君事件に関連して死亡した三人の記事が有る。荀息が獻公の死に先立ち、奚齊を擁立することを獻公に約束した事情は、『左伝』僖公九年、『公羊伝』僖公十年の条に見える。つまり「君父の命」によって立った奚齊のために死んだ荀息は、君難に殉じた宋督・宋萬と同じだというのである。

僖公10 「晋里克弑其君卓 及其大夫荀息」

桓公02 「春王正月、戊申、宋督弑其君與夷及其大夫孔父」

莊公12 「秋八月、甲午、宋萬弑其君捷 及其大夫仇牧」

【補説】『春秋集伝纂例』卷七弑例第二十六「諸大夫國君被弑而見殺者三」に、「趙子曰、皆忠義見殺、與君而死、故言及以連之、美其能死節也。孔父之節蔡侯、故又特書字以嘉之」とある。なおこの三経文に対し、『公羊伝』は異例の長文、しかも類似した形式の伝文で、この三人の行為を顕彰している。

23 邢人狄人伐衛

春秋之文有從同者。僖公十八年邢人狄人伐衛、二十年齊人狄人盟于邢、並舉二國、而狄亦稱人、臨文之不得不然也。【莊公二十三年、荊人來聘。趙氏鵬飛曰、稱人非進之也。若但書荊來聘、則若舉國皆來、於文不順、故書人字以成文耳。不然二十八年、荊伐鄭、何以不書人乎。】若惟狄而已、則不稱人。十八年狄救齊、二十一年狄侵衛、是也。穀梁傳謂狄稱人進之也。何以不進之於救齊、而進之於伐衛乎、則又爲之說曰、善累而後進之。夫伐衛何善之有。

昭公五年、楚子蔡侯陳侯許男頓子沈子徐人越人伐吳、不稱於越而稱越人、亦同此例。【陸氏纂例曰、凡夷狄與諸侯列序、皆稱人以便文、但君臣同辭。】

春秋の文には同じきに從ふ者有り。僖公十八年「邢人・狄人衛を伐つ」、二十年「齊人・狄人邢に盟ふ」ふに、並びに二國を擧げ、而して狄にも亦た「人」と稱するは、文に臨むの然らざるを得ざるものなり。【莊公二十三年「荊人來聘す」に、趙氏鵬飛①曰はく「人と稱するは之を進むるに非ざるなり。若し但だ『荊來聘す』と書すれば、則ち國を擧げて皆な來たるが若く、文に於て不順なり、故に人字を書して以て文を成すのみ。然らざれば二十八年の『荊鄭を伐つ』に、何を以て人を書せざるや」と。】若し惟だ狄のみなれば、則ち「人」を稱せず。十八年「狄齊を救ふ」、二十一年「狄衛を侵す」、是れなり。穀梁傳②は「狄に人を稱するは之を進む」と謂ふも、何を以て之を「救齊」に於て進めずして、之を「伐衛」に於て進むるや。則ち又た之が説を爲して曰はく「善累なりて後に之を進む」と。夫れ

「伐衛」に何の善か之れ有らん。

昭公五年「楚子・蔡侯・陳侯・許男・頓子・沈子・徐人・越人吳を伐つ」に、「於越」を稱せずして「越人」と稱するも、亦た此の例に同じ。【陸氏纂例③に曰はく「凡そ夷狄諸侯と列序するとき、皆な人と稱して以て文を便にするも、但だ君臣は同辭なり」と。】

①趙氏鵬飛 『春秋經筌』卷四莊公二十三年の条。文章に

多少の異同あり。「前日伐鄭書荊、而今日來聘書人。或者不考其文、因以爲進之。且直書荊來聘、則若舉國皆來、於文不順、而其大夫之名氏又未通於中國也。故加人字以成文。不然二十八年荊伐鄭、何以復書荊邪。僖十四年狄侵鄭書狄、至十八年邢人狄人伐衛書人。二十四年狄伐鄭復書狄。豈其伐衛人而進之邪。蓋與邢人俱不可曰邢人狄伐衛也。文有逆順。聖人初不以此爲褒貶。學者宜深思之」。

②穀梁傳 僖公十八年「狄其稱人何也。善累而後進之。於越伐衛、所以救齊也。功近而德遠矣」。

③陸氏纂例 『春秋集傳纂例』卷四盟會例第十六「外人盟」。

【補説】「臨文之不得不然也」という表現は、この23の他に32・70に見える。「文章表現の都合で、そのように記述せざるを得ない」という意味で、これは『春秋』の一字一句の違いの中にも「義」を読み取ろうとする主として『公羊』『穀梁』兩伝のいわゆる「一字褒貶説」に対する反証である。

24 王入于王城不書

襄王之復、左氏書夏四月丁巳、王入於王城、而經不書、其文則史也。史之所無、夫子不得而益也。路史以爲襄王未嘗復國、而王子虎爲之居守。此鑿空之論。【其說曰、春秋始書天王出居。後四年五月書公朝于王所、冬天王狩于河陽、公朝于王所。文公八年、書天王崩。未嘗書入也。王猛居皇、敬王居狄泉、此畿內地、而其入也猶且書之、天下之主也。鄭他國也、亦既遠而戒矣。孰有入不書哉。納天子、定王室、是乃人臣之極勳。而不書於經、又何以春秋爲。然則襄王未嘗入也。】且惠王嘗適鄭而處於櫟矣。

【莊公二十年】其出不書、其入不書。以路史之言例之、則是未嘗出、未嘗入也。莊王僖王頃王崩皆不書。以路史之言例之、則是未嘗崩也、而可乎。【趙氏曰、春秋王崩三不書、見王室不告、魯亦不赴也。愚謂此特因舊史之不書、而二者之義自見。】邵氏曰、襄王之出也、嘗告難於諸侯。故仲尼據策而書之。其入也、與夫惠王之出入也、皆未嘗告於諸侯、策書不載。仲尼雖得之傳聞、安得益之。乃若敬王之立、則仲尼所見之世也。子朝奔楚、且有使以告諸侯、況天王乎。策之所具、蓋昭如也。故狄泉也書、成周也書。

事莫大於天王之入、而春秋不書。故夫子之自言也、曰述而不作。

*世界書局本は「益」を「易」に作る。あるいは同音による誤写か。

襄王之復るや、左氏(①)は「夏、四月丁巳、王王城に入る」と書するも、而も經に書せざるは、「其の文は則ち史(②)一」なればなり。史の無き所は、夫子得て益さざるなり。路史(③)は以爲へらく「襄王未だ嘗て國に復らず、而して王子虎^{ひこ}の爲めに居守す」と。此れ鑿空の論なり。【其の説に曰はく、「春秋に始めて『天王出で

て居る(④)』を書す。後四年の五月に『公王所に朝す』、冬『天王河陽に狩す。公王所に朝す』と書す。文公八年に『天王崩す』と書し、未だ嘗て『入』を書せざるなり。王猛(⑤)の皇に居り、敬王(⑥)の狄泉に居るは、此は畿内の地なるも、而も其の入るや猶ほ且つ之を書するは、天下の主なればなり、鄭は他國なり、亦た既に遠くして戒む。孰れか入りて書せざること有らんや。天子を納れ(⑦)、王室を定む(⑧)るは、是れ乃ち人臣の極勳なり。而るに經に書せざれば、又た何ぞ春秋を以てするを爲さんや。然らば則ち襄王は未だ嘗て入らざるなり」と。【且つ惠王(⑨)嘗て鄭に適きて櫟に處る【莊公二十年】。其の出づるを書せず、其の入るを書せず。路史の言を以て之を例すれば、則ち是れ未だ嘗て出でず、未だ嘗て入らざるなり。莊王・僖王・頃王(⑩)の崩ざるを皆な書せず。路史の言を以て之を例すれば、則ち是れ未だ嘗て崩せざるなり。而して可ならんか。【趙氏(⑪)曰はく「春秋に王崩を三たび書せざるは、王室の告げず、魯も亦た赴かざるを見すなり」と。愚謂へらく、此れ特に舊史の書せざるに因りて、二者の義自ら見はる。】邵氏(⑫)曰はく「襄王(⑬)の出づるや、嘗て難を諸侯に告ぐ。故に仲尼は策に據りて之を書す。其の入るや、夫の惠王の出入とともに、皆な未だ嘗て諸侯に告げざれば、策書に載せず。仲尼は之を傳聞に得と雖ども、安んぞ之を益すを得んや。乃ち敬王(⑭)の立つが若きは、則ち仲尼の所見の世なり。『子朝の楚に奔る(⑮)』すら、且つ以て諸侯に告げしむること有り、況んや天王をや。策の具はる所、蓋し昭如たり。故に『狄泉』や書し、『成周』や書す」と。

事は天王の入るより大なるは莫きも、而も春秋に書せず。故に夫子の自ら言ふ、曰はく「述べて作らず(⑯)」と。

①左氏 『左伝』僖公二十五年に「晉侯辭秦師而卜。三月、甲辰、次于陽樊。右師圍温、左師逆王。夏四月丁巳、王入于王城」とある。

②其文則史 『孟子』離婁下篇。『春秋』がもと魯の史官の記録した文書であるということ。

③路史 宋・羅泌『路史』後紀四炎帝紀下。文章に多少の異同がある。

④天王 僖公二十四年以下の王室関係の経文を列挙すると以下の通り。

僖24 冬、天王出居于鄭

僖28 公朝于王所。 天王狩于河陽。 壬申、公朝于王所

僖29 夏六月、公會王人・晉人・宋人・齊人・陳人・蔡人・秦人盟于翟泉

僖30 冬、天王使周公來聘

文01 天王使叔服來會葬 天王使毛伯來錫公命

文05 五年、春、王正月、王使榮叔歸含且贈 王使召伯來會葬

文08 秋八月、戊申、天王崩

⑤王猛 昭公二十二年経「六月、叔鞅如京師、葬景王。王室亂。劉子・單子以王猛居于皇。秋、劉子・單子以王猛入于王城。冬、十月、王子猛卒」。なお『左伝』に「十一月乙酉、王子猛卒。不成喪也。乙丑、敬王即位」とある。

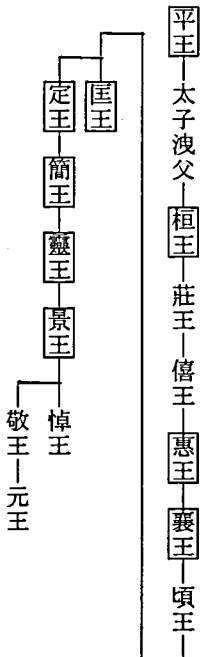
⑥敬王 昭公二十三年経「天王居于狄泉」。ちなみに昭公二十六年経「冬、十月、天王入于成周」。

⑦納天子 注①と同じ僖公二十五年の条に「秦伯師于河上、將納王。狐偃言於晉侯曰、求諸侯莫如勤王。諸侯信之。且大義也。繼文之業而信宣於諸侯。今爲可矣。……晉侯辭秦師而卜。三月、甲辰、次于陽樊。右師圍温、左師逆王。夏四月、丁巳、王入于王城。取大叔于温、殺之于隰城。戊午、晉侯朝王」とある。

⑧定王室 定公八年『左伝』「二月、己丑、單子伐穀城、劉子伐儀栗。辛卯、單子伐簡城、劉子伐孟、以定王室」。

⑨惠王 莊公二十年『左伝』「春、鄭伯和王室不克。執燕仲父。夏、鄭伯遂以王歸。王處於櫟。秋、王及鄭伯入于郟。遂入成周。取其寶器而還。冬、王子頹享五大夫。樂及徧舞。鄭伯聞之、見虢叔曰『寡人聞之。哀樂失時、殃咎必死。今王子頹歌舞不倦。樂禍也。夫司寇行戮、君爲之不舉。而況敢樂禍乎。奸王之位、禍孰大焉。臨禍忘憂、憂必及之。盍納王乎』。虢叔曰『寡人之願也』」とあるが、『春秋』経文には記事が無い。

⑩莊王・僖王・頃王 春秋時代の周王の系図は以下の通り（ただし敬王・元王の崩は『春秋』以後）。これらのうち、『春秋』に崩御の記録があるのは□で囲んだ王のみ。



⑪趙氏 『春秋集伝纂例』卷三崩薨卒葬例第十四「崩例」。

⑫邵氏 邵宝『簡端録』卷八「僖公二十四年天王出居于鄭之簡」。

⑬襄王 僖公二十四年経に「冬、天王出居于鄭」とあり、『左伝』に「冬、王使來告難。曰『不穀不徳、得罪于母弟之寵子帶。鄙在鄭地汜。敢告叔父』。臧文仲對曰『天子蒙塵于外。敢不奔問官守』。王使簡師父告于晉。使左鄆父告于秦」とある。

⑭敬王 注⑥参照。

⑮子朝奔楚 昭公二十六年経「冬、十月、天王入于成周。尹氏召伯毛伯以王子朝奔楚」の『左伝』に「冬十月丙申、王起師于滑。辛丑、在郊、遂次于尸。十一月、辛酉、晉師克鞏。召伯盈逐王子朝。王子朝及召氏之族、毛伯得、尹氏周、南宮嚳、奉周之典籍以奔楚。陰忌奔莒以叛。召伯逆王于尸。及劉子單氏盟、遂軍圍澤。次于隄上。癸酉、王入于成周。甲戌、盟于襄宮。晉師使成公般成周而還。十二月、癸未、王入于莊宮」とあり、さらに続けて「王子朝使告于諸侯曰『昔武王克殷、成王靖四方、康王息民、並建母弟以蕃屏周……』とある。

⑯述而不作 『論語』述而篇01「子曰、述而不作、信而好古、竊比於我老彭」。

〔補説〕『春秋』には王室に関する記事が極めて少ない。注⑩に明らかのごとく、王の崩御の記録すら缺いている。周公の後である魯国と周室との関係は、『春秋』による限り、あまり緊密ではないようである。

25 星孛

春秋書星孛、有言其所起者、有言其所入者。文公十四年、秋七月、有星孛入于北斗、不言所起、重在北斗也。昭公十七年、冬有星孛于大辰、西及漢、不言及漢、重在漢也。

*原抄本・集釈本ともに「孛」を「入」に誤る。

春秋に「星の孛る(①)」を書するに、其の起る所を言ふ者有り、其の入る所を言ふ者有り。文公十四年「秋七月、星孛りて北斗に入る有り」に、起る所を言はざるは、重きこと北斗に在ればなり。昭公十七年(②)「冬、星大辰に孛る有り」、西漢に及ぶも、「漢に及ぶ」を言はざるは、重きこと漢に在らざればなり。

①星孛 『春秋』経文に見える「星孛」の記事は以下の四条。

文14 秋、七月、有星孛入于北斗

昭17 冬、有星孛于大辰

哀13 冬、十有一月、有星孛于東方

哀14 有星孛

②昭公十七年 『左伝』には「冬、有星孛于大辰、西及漢。申須曰、彗所以除舊布新也。天事恒象。今除於火、火出必布焉。諸侯其有火災乎。梓慎曰、……」とあるが、経文には「西及漢」の記事が無い。

26 子卒

叔仲惠伯從君而死、義矣。而國史不書、夫子平日未嘗闕幽及之者。

蓋所謂匹夫匹婦之諒、自經於溝瀆而莫之知者也。

叔仲惠伯①の君に従ひて死するは、義なり。而るに國史に書せざるは、夫子平日に未だ嘗て幽を闡きて②之に及ばざる者なり。蓋し所謂「匹夫匹婦の諒にして、自ら溝瀆に經れて之を知る莫き③」者なり。

①叔仲惠伯 『左伝』文公十八年に「文公二妃、敬嬴生宣公。敬

嬴嬖而私事襄仲。宣公長而屬諸襄仲。襄仲欲立之。叔仲不可。

仲見于齊侯而請之。齊侯新立而欲親魯、許之。冬、十月、仲殺

惡及視而立宣公。書曰子卒、諱之也。仲以君命召惠伯。其宰公

冉務人止之曰、入必死。叔仲曰、死君命可也。公冉務人曰、若

君命可死。非君命何聽。弗聽。乃入。殺而埋之馬矢之中。公冉

務人奉其帑以奔蔡。既而復叔仲氏」とある。

なお、顧氏の与り知らぬところであるが、馬王堆帛書のうちのひとつ『春秋事語』には、この『左伝』文公十八年の条にもとづいたと思われる一章が有る。そしてここに登場する公襄目の諫言は『左伝』の公冉務人の言葉よりも長く、注目すべきは、顧氏と同様、叔仲惠伯を犬死になると戒めている。

②闡幽 参考：杜預『春秋経伝集解』序に「其微顯闡幽裁成義類

者、皆據舊例而發義、指行事以正褒貶」とある。杜預はさらに

『周易』繫辭下伝「夫易彰往而察來、而微顯闡幽」にもとづく。

なお『日知録』卷三「黎許二國」に「聖人闡幽之旨、興滅之心也」という表現がある。

③匹夫匹婦之諒 『論語』憲問18「子貢曰、管仲非仁者與、桓公

殺公子糾、不能死、又相之、子曰、管仲相桓公霸諸侯、一匡天下、民到于今受其賜、微管仲、吾其被髮左衽矣、豈若匹夫匹婦之爲諒也、自經於溝瀆而莫之知也」。ここでは「小さな義理立てをして犬死にをする」の意味。

〔付記〕かたじけなくも前稿「訳注（一）」の読者諸賢から、誤読・誤解の

ご指摘を少なからず受けました。将来、本訳注をまとめる機会があれば、頂戴したご指摘を生かしたいと思いますので、今後ともご批正を賜わりますようお願い申し上げます。